



平成21年1月16日

各 位

エス・イー・エス株式会社
代表者の役職名 代表取締役 北島 文雄
(コード番号：6290)
問い合わせ先 専務取締役 北島 文雄
TEL：(042) 580-0388

当社民事再生手続き開始の申立てに関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、民事再生手続きの申立てを行うことを決議し、東京地方裁判所に民事再生手続き開始の申立てを行い受理され、直ちに同裁判所より弁済禁止の保全命令および監督命令が発せられましたので、下記のとおりお知らせいたします。

このような事態となり、株主様、お客様、お取引先様、その他関係する皆様に対しまして、多大なるご迷惑とご心配をおかけするところとなり、誠に申し訳なく、深くお詫び申し上げます。今後は、裁判所および監督委員の指導監督のもと、役職員一同、再生に向けて全力を尽くして参りますので、何卒ご理解とご支援を賜りますよう、伏してお願い申し上げます。

記

1. 申立ての理由

当社は、昭和53年11月の設立以来、バッチ式洗浄装置を主に設計、製造、販売してきましたが、同装置を年間200億円近く売上げており、世界第3位のマーケットシェアを有しております。

また、平成18年10月から開始した結晶系太陽電池製造設備機器の設計、製造、販売については、当社は、製造装置一括ラインの構築を目指している日本で唯一のメーカーです。

しかし、平成19年秋以降の半導体メモリー価格の急落から、半導体メーカーは設備の発注を手控え始めたため、従来四半期で60億円前後あった新規受注額が、平成19年10月以降急速に落ち始めました。

また、大量受注先の納入期日が、客先要請により大幅に遅れるなどの事態もこれに追い打ちをかけました。

その結果、平成20年4月から同年9月期において、連結売上24億33百万円と損益分岐点を大きく下回り、営業損失28億55百万円、最終損失32億1百万円を計上するに至り、純資産も平成20年3月期の105億63百万円から71億94百万円にまで減少するに至り、資金繰りが逼迫しておりました。

さらに、当社の平成20年10月から平成21年3月までの業績についても、ほぼ上期並みの水準となり、収益回復には至っておらず、平成21年2月末までには資金が枯渇し、事業の継続に著しい支障をきたすおそれが生じました。

このような状況の下、当社は、取引先金融機関に対し資金繰りの支援を要請するとともに、平成21年9月ごろより、第三者割当増資等による資金調達と自己資本の増強を図るべく、再生ファンドである日本産業パートナーズ、その他数社との交渉を行い、さらに人員整理を含むリストラも併せて行ってきました。

しかし、取引先金融機関からは資金繰りについて十分な支援を得られることができず、また、自己資本の増強につきましても、出資に前向きな姿勢を見せている交渉先もあるものの、現時点では、基本合意にまでは至ってはおられません。

そこで、当社は、平成21年2月末までに必要な資金を自力で調達する目途が立たず、事業の継続に著しい支障をきたすおそれを解消することが極めて困難となったことから、もはや法的手続により会社再建を図るしか方途がないものと判断し、本申立に至ったものです。

2. 負債総額

142億73百万円（平成20年12月31日現在）

3. 今後の見通し

今後につきましては、裁判所および監督委員である井窪保彦弁護士の指導監督のもと、金融機関各位、取引先各位をはじめとする関係各位のご支援、ご協力を賜り、事業の円滑な遂行に努め、信頼回復と事業債権に向けて全力を尽くす所存でございます。

なお、当面の仕入金決済および販売につきましては、主要受注先である代理店の日本の商社および韓国における合弁会社のパートナーである ZEUS CO.,Ltd より、ご支援ご協力頂けるとのお申し出を頂戴しております。

株主様、お客様、お取引先様、その他関係する皆様に対しまして、多大なるご迷惑をお掛けしたことを、重ねてお詫び申し上げますとともに、当社の再建に関しまして、ご理解とご支援を賜りますよう、改めてお願い申し上げます。

4. 証券取引所規則に規定する再建計画等の審査に係る申請の有無

株券上場廃止基準第4条第1項に規定する再建計画等の審査に係る申請については、行わない予定でございます。

(ご参考)

1. 申立ての概要

- | | |
|---------------|---------------------------|
| (1) 申立日 | 平成21年1月16日 |
| (2) 弁済禁止の保全命令 | 同日 |
| (3) 監督命令 | 同日 |
| (4) 管轄裁判所 | 東京地方裁判所 |
| (5) 事件番号 | 平成21年(再)第8号 |
| (6) 申立代理人 | 成和明哲法律事務所 渡邊 顕 弁護士
他4名 |
| (7) 監督委員 | 井窪 保彦 弁護士 |

2. 会社の概況

- | | |
|-------------|------------------|
| (1) 商号 | エス・イー・エス株式会社 |
| (2) 本店所在地 | 東京都青梅市今井三丁目9番18号 |
| (3) 設立年月日 | 昭和53年11月17日 |
| (4) 代表者 | 代表取締役専務 北島文雄 |
| (5) 資本金 | 72億4592万8731円 |
| (6) 発行済株式総数 | 2403万8668株 |

以上